

## 「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」について

### 1 策定の趣旨

本県では平成 30 年 11 月に「とくしまの学校における働き方改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、教育職員の時間外在校等時間の縮減等に取り組んできた。

令和 7 年 6 月の給特法改正による計画策定の義務化を受け、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し質の高い教育を行うとともに、本県全体の改革を強力かつ効率的・効果的に推進していくため、現行の「第 3 期プラン」を継承する法定計画を、県教育委員会が主導し、市町村教育委員会と共同で策定する。

### 2 計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間

### 3 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする
- ・ 退勤時間から翌日の出勤時間までに 11 時間以上のインターバルを確保する割合を 100%にする
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ・ <取組の柱 1>タイムマネジメントの徹底（上限指針の遵守と長時間勤務の是正 等）
- ・ <取組の柱 2>業務改善の更なる推進（業務の適正化 等）
- ・ <取組の柱 3>外部人材の積極的活用（支援スタッフの適正配置 等）
- ・ <取組の柱 4>部活動の適正化（「部活動方針」の策定・遵守 等）

### 5 スケジュール

令和 8 年 2 月 県議会文教厚生委員会（計画案報告）

3 月 教育委員会定例会（付議・決定）

計画策定、総合教育会議に報告